

介護保険 負担限度額認定（施設における食費・居住費）申請のご案内

1 認定の要件について

下記の（１）・（２）の要件をすべて満たす方が対象となります

(1) 所得要件

・住民税非課税(全員が非課税の)世帯の方

※本人以外の世帯員や配偶者(別世帯でも)が課税されている場合は対象外です

(2) 資産要件

・年金収入等とは非課税年金を含む公的年金収入額＋その他の合計所得金額です。

・「預貯金等」が

- ①年金収入等80万円以下の場合は単身650万円まで
- ②年金収入等が80万円超120万円以下の場合は単身550万円まで
- ③年金収入等が120万円超の場合は単身500万円まで
(65歳未満の場合は預貯金等は1,000万円まで。)

2 申請に必要な書類について

確認欄

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 介護保険負担限度額認定申請書 | ☐ |
| (2) 同意書 → 申請書の裏面にあります | ☐ |
| (3) 提出書類のチェックシート | ☐ |
| (4) 預貯金等の通帳や資料の写し → (別紙「預貯金通帳等の写し」提出の留意点で詳細案内) | ☐ |
| (5) (成年後見人が申請する場合のみ) 登記事項証明書の写し | ☐ |
| (6) (生活保護受給中の方が初回申請する場合のみ) 保護受給証明書の写し | ☐ |

3 申請方法

ご持参いただく場合は、中野区役所3階4番「高齢者総合窓口」、またはお近くの地域包括支援センターへお届けください。ご郵送の場合は、下記までお送りください。なお、感染拡大防止のため、郵送での申請を推奨いたします。

認定証の発行の審査には申請が多い時期には数週間お時間をいただく場合があります。ご了承ください。

※認定開始時期は窓口や郵送で区が受付した日の属する月の1日です。(月末は余裕をもってご申請下さい)

第1段階から第3段階のいずれにも当てはまらない方(申請をされていない方を含む)は第4段階となります。

第4段階の方の居住費・滞在費と食費については、各施設が決定します。区役所介護保険担当では各施設での金額は分かりませんので、各施設に直接お問い合わせください。

【特例減額措置について】

利用者負担第4段階の課税世帯で、要介護者が入所した場合に、残された家族の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。以下のすべての要件を満たす方はご相談ください。

- ア. 区市町村民税課税者がいる2人以上の世帯であること(施設入所前の世帯構成を指します)。
- イ. 特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院に入所していること。
- ウ. 世帯(施設入所前の世帯)の年間収入から、施設の利用者負担(負担割合証に基づく利用者負担額、居住費・食費の年額合計)を除いた額が80万円以下となること
※高額介護サービス費が支給される見込みがある場合は当該見込額を控除します。
- エ. 世帯(施設入所前の世帯)の預貯金等の額が450万円以下であること
- オ. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- カ. 介護保険料を滞納していないこと

【問い合わせ及び申請書送付先】

〒164-8501 中野区中野4-11-19

中野区役所 介護保険課 介護給付係 電話 03-3228-6531

介護保険「負担限度額認定」について

介護保険の3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）への入所および短期入所施設の利用をすると、介護サービス費の1割、そして施設の居住費・滞在費と食費等の費用負担があります。「負担限度額認定」はそれらの費用負担のうち、施設の「居住費・滞在費」と「食費」が減額される制度です。

利用者負担段階（負担額の軽減制度の項目参照）が第1段階から第3段階に該当する方は「負担限度額認定申請」をしてください。

負担額の目安
（基準費用額）

ここに掲載した金額は、全国平均値で、施設の所在地、規模・定員等、施設の状況により異なります。各施設が決定し、利用者と契約します。

○（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合

区 分		費用の内容	日 額 (基準費用額)
居住費・滞在費	ユニット型個室	室料＋光熱水費相当	2,066円
	ユニット型個室的多床室		1,728円 (1,231円)
	従来型個室		
	多床室	光熱水費相当	437円 (915円)
食 費		食材料費＋調理に係る費用相当	1,445円

負担額の軽減制度

世帯（別世帯の配偶者含む）全員が住民税非課税で預貯金等の合計金額が一定の基準以下の場合、または生活保護受給中の場合に負担が軽減されます

【負担限度額の段階設定】

利用者負担第1～3段階の方については、居住費・滞在費と食費の負担額は申請と審査により減額されます。

令和6年8月～

単位：円（一日あたり）

段 階 区 分			居住費・滞在費				食 費	
所得区分		利用者負担段階	ユニット型 個 室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
世帯非課税者	預貯金等の合計金額が500万円（夫婦の場合は1500万円）以下で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額との合計が120万を超える方	第3段階②	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,360	1,300
	預貯金等の合計金額が550万円（夫婦の場合は1550万円）以下で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額との合計が80万円超120万円以下の方	第3段階①	1,370	1,370	1,370 (880)	430	650	1,000
	預貯金等の合計金額が650万円（夫婦の場合は1650万円）以下で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額との合計が80万円以下の方	第2段階	880	550	550 (480)	430	390	600
	老齢福祉年金受給者	第1段階	880	550	550 (380)	0	300	300
生活保護受給者等								

※ 世帯には別世帯の配偶者含む

※ （ ）内は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の負担限度額です。